

令和5年5月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の改正について (Q&A の追加)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。追加されたQ&Aは下記の通りであり、詳細につきましては、国事務連絡をご参照ください。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

Q19) 過去12か月以内に既に高額療養費（特定疾病給付対象療養に係る高額療養費を除く）が支給されている月数が3月以上ある場合であって、新型コロナウイルス感染症に係る公費併用診療（新型コロナウイルス感染症治療薬の全額を補助する公費又は入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く）の一部を補助する公費が併用されるもの）で、高額療養費が支給される場合は多数回該当となる。

Q20) 過去12か月以内に既に特定疾病給付対象療養に係る高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合であって、新型コロナウイルス感染症に係る公費併用診療で、高額療養費が支給される場合は多数回該当とならない。

Q21) 移行に伴う経過的な取扱いとして、5月1日から5月7日までに新型コロナウイルス感染症に係る治療のために入院した患者が、5月8日以降に同感染症の治療のために再入院した場合、5月31日までの間は、従来どおり、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の全額が公費により支援されること。6月1日以降は、入院日にかかわらず、移行後の公費支援の内容のとおり取り扱われること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)